

第三十五回国会 衆議院 商工委員會議議錄 第一号

本国会召集日(昭和三十三年七月十八日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 中村 幸八君
理事大島 秀一君 理事小川 平二君
理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君
理事南 好雄君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君 理事武藤 武雄君
江崎 真澄君 遠藤 三郎君
岡本 茂君 鹿野 彦吉君
木倉和一郎君 始関 伊平君
關谷 勝利君 田中 榮一君
田中 彰治君 田中 龍夫君
中井 一夫君 中垣 國男君
西村 直己君 野田 武夫君
濱田 正信君 細田 義安君
山手 満男君 渡邊 本治君
板川 正吾君 勝澤 芳雄君
小林 正美君 櫻井 奎夫君
東海林 稔君 中嶋 英夫君
堂森 芳夫君 八木 昇君
和田 博雄君 加藤 銀造君
北條 秀一君 山下 榮二君

昭和三十三年七月二十日(水曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君
理事大島 秀一君 理事小川 平二君
理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君
理事南 好雄君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君 理事武藤 武雄君
江崎 真澄君 遠藤 三郎君
岡本 茂君 鹿野 彦吉君
關谷 勝利君 田中 榮一君
田中 龍夫君 中井 一夫君

西村 直己君 板川 正吾君
勝澤 芳雄君 小林 正美君
北條 秀一君 山下 榮二君
出席國務大臣 石井光次郎君
通商産業大臣
委員外の出席者
通商産業事務官 樋口 誠明君
(大臣官房長)
通商産業事務官 佐橋 滋君
(重工業局長)
専門員 越田 清七君

七月十九日
委員江崎真澄君及び南好雄君辭任につき、その補欠として原田憲君及び内田常雄君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員田中彰治君辭任につき、その補欠として川崎末五郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員川崎末五郎君辭任につき、その補欠として田中彰治君が議長の指名で委員に選任された。

七月十八日

海外經濟協力基金法案(内閣提出、第三十四回国会閣法第八号)
割賦販売法案(内閣提出、第三十四回国会閣法第一一八号)
輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会閣法第一一九号)
自転車競技法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会閣法第一一五号)
小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会閣法第一一五号)
提出、第三十四回国会閣法第一一五号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会閣法第一一五号)
小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会閣法第一一五号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

この際、通商産業大臣石井光次郎君より發言を求められておりますので、これを許します。石井通商産業大臣。

○石井國務大臣 石井光次郎でございます。このたびは、はからずも通商産業大臣を拜命いたしました。皆さん方と一緒に通産行政についていろいろお話し合いをいたし、りっぱな通産行政を立てていくということに懸命の努力をいたしたいと思っております。世の中がだんだん変わります。私が第一回吉田内閣の商工大臣をした時分とは、通産関係の仕事の範囲も深さもいろいろ変わってきておることを、おぼろげながら承知しておりますけれども、

自分で今度入りますと、一年生の心持で勉強しなければならぬことばかりだと思ひます。一生懸命通常国会までには勉強いたしておきますが、今度は関係いたします問題につきましては、皆さん方いろいろ御討議を願ひまして、出したものが成案でございますようにお願い申し上げます。(拍手)

○中村委員長 自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査に入ります。

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「三年」を「四年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 公営競技に関する最近の情勢にかんがみ、小型自動車競走法による日本自動車振興会への交付金に関する現行制度を、差し当たり昭和三十六年九月三十日まで引き続き存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 自転車競技法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「三年」を「四年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 公営競技に関する最近の情勢にかんがみ、自転車競技法による自転車等機械関係事業の振興に関する現行制度を、差し当たり昭和三十六年九月三十日まで引き続き存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 この両案は第三十四国会より継続審査案件であります。

まず趣旨の説明を聴取することにいたします。通商産業大臣石井光次郎君。
○石井國務大臣 ただいま議題となりました自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、自動車等機械関係事業の振興をはかるため、日本自動車振興会が、競輪施行者から売上金の一部の交付を受けて、これらの事業の振興に関する事業を行なうという現行の制度を、差し当たりさらに一年間存続させることを内容とするものでござい

ます。現行の制度は、昭和三十二年の第二十六国会において成立した改正法律に基づいて定められたもので、その際この資金の交付及び支出の方法に関する制度については、今後さらに検討を加える必要があるという見地から、施行の日から三年を経過する日、すなわち、昭和三十五年十月一日以後においては、別に法律で定めるところによるものとされたものであります。

従いまして、それまでの間に、この制度を今後いかにするかについての御提案をいたす必要があるものであります。またまた競輪等の公営競技につきましては、最近における諸般の情勢にかんがみまして、公営競技自体について根本的に検討を加えるべき段階にきていると考えられますので、政府といたしまして、別途総理府設置法の一部を改正する法律案を御提案いたしたように、総理府に公営競技調査会を設けて、競馬、競輪、小型自動車競走及びオートバイ競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査

審議する予定となっております。そこで、自動車等機械関係事業の振興に関する制度を今後どうするかにつきましては、この公営競技調査会の結論等を待って、競輪の制度自体について根本的に検討を加えた上で、御提案をいたす際にその一環としてその中に織り込みたい所存でありますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議いただくことにいたしました次第でござい

ます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。次に、小型自動車競走法の一部改正問題でござい

ます。ただいま議題となりました小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。本案は、さきに提案いたしました自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案と同様に、小型自動車等機械関係事業の振興に関する制度をさしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。本案につきましても、自動車競走法の場合と同様に、今後この制度をどうするかにつきましては、小型自動車競走の制度自体について根本的に検討を加えた上で御提案をいたす際に、その一環としてその中に織り込みたい所存でありますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議いただくことにいたしました次第でござい

ます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。に御賛成あらんことをお願いいたします。○中村委員長 以上で趣旨の説明は終

わりました。○中村委員長 質疑の通告がありま

す。これを許します。田中武夫君。○田中(武)委員 ただいま提案になりました二法案につきまして、通産大臣に簡単に質問したいと思ひますが、その前に、一言委員長を含む与党委員の方に申し上げたいのです。七月十二日、当委員会におきまして自民党だけで八法案を単独採決しておられます。そのことは、基本的な問題との関係で、三十四国会の延長が有効か無効かは別といたしまして、今まで当委員会において比較的なごやかにやられて参りましたわれわれといたしましては、ああいうことにつきましては了承できませんから、今後は十分――委員長もかわられるかもわかりませんが、与党各委員にも希望だけを申し上げておきます。

そこで、質問に入りますが、この法案は簡単に交付金の支出を一カ年延長しよう、こういうことですから、この法案自体にはさして問題はないと思うのですが、その根本である公営競技、ことに競輪等の問題につきまして、今後新内閣が、また新通産大臣がどのよう

に考えておられるか、こういう点が問題だと思ひます。そこで伺ひたいのですが、前の通産大臣、今の総理の池田さんは、当委員会におきまして、競輪問題について、われわれの質問に対して、何回かきびしい世論の批判、あるいは廃止せよというふうな世論、こういうことについては耳を傾

けていく、こういうように言われたのですが、新通産大臣は、今後この競輪等の競技につきましてどのような方向をとるべきであると考えておられますか、伺ひたいと思ひます。

○石井國務大臣 この問題は、いろいろな議論が盛んに戦わされ、今も戦わされている問題だと思ひますが、きびしい意見と、この競技そのものは国民一般の非常な楽しみに、大衆的にも受け込んでゐるのだ、しかし、いろいろの弊害もあるのだから、これらのものを直しても少し存続するよ

うな意味で考えたかどうかという意見等もあるでござい

ます。そういふうないろいろな意見が――私どもの党におきましても、党におきまして時分に党の中でもいろいろな議論されたのでござい

ます。だから、公営競技調査会の答申を待ちまして私どもの態度をきめて、そうして進んでいきたい、こういうふう

に思っております。

○田中(武)委員 今大臣の御答弁にもありましたし、また、この提案説明にもうたつたわけなんです、本法

案の改正、すなわち、交付金支給の期間を一カ年延長するということと、三十四国会に出された内閣提出百五十四号ですか、総理府設置法の一部を改正する法律案、これは不離一体だと思ひます。これは並行して審議して

いく、もちろん委員会の所管が違ひ関係上商工委員会と内閣委員会に分かれておりますが、これは不離一体のものだと考えます。そういたしましたならば、今国会における総理府設置法の一部を改正する法律案の取り扱ひ、これはどういふふうにお考えになつておりますか。これは通産大臣よりむしろ総務長官がほんとうかと思ひますが……。

○石井國務大臣 今おっしゃつたように、これは一緒に進めていきたい問題でござい

ありましたし、またこの提案にもありますように、総理府設置法の一部を改正することによって、公営競技調査会を設けて、一年の間に競輪を初めとする公営競技についてのあり方、それを検討して結論を出そう、そういうことと、この一年間の延長とがやはり関連があると思うのです。なるほど九月三十日をもってこの法の交付金の期限が切れるということはおかれています。だからといって、これだけがかりに通ってしまつた場合、それじゃ一方のものが通らなかつたときには、一年というものはどうなりますか。またあらためてこの法律を一年なり何カ月なりか延長ということをしなないと期間が合わないということになるのじゃないですか。

○石井國務大臣 今のお話のように、公営競技の調査会が法律が通らないためにでき上らないといううなことを私も想像してないわけでごさいます。なるべく早い機会におきましてこれを通過していただいて、そして直ちにこの審議を始めていただいて、そしてこの一年の間にぜひとも結論が出て、そして、それに従つて私どもが次の案を立てるということに、ぜひしていただきたい、そういう心持でおります。

○田中(武)委員 なるほど形式論としてはおっしゃる通り、何も総理府設置法の一部改正法が通らなくてもこれはいけますよ。しかし、ここへくる経過といえますか、そういうところから見て、ともかく一年間でどうするかを結論を出す。とりあえずその間一年間これを延ばす、そういうことじゃなかつたのですか。もっと先をいえば、当委員

員会等で競輪その他が問題になりました。池田前通産大臣にもわれわれが質問をいたしました。そして現在の自転車競技法にあるところの競輪審議会、その結論を待つて云々ということが池田前通産大臣の答弁だった。それによつて、昨年の十二月でしたか、その競輪審議会が結論を出した。このメンバー等についてもわれわれ問題を持っておりますが、それから出発をして、そして総理府に公営競技調査会を置く、そして一年間で結論を出すのだ、こういうことになって、そしてこの一年というものがいついてきたわけなんですよ。だから、これだけを通すという。岸はやめたが安部は残ったと同じように……これは通す。そうするとあとは、やはり何ら改正も考えられないままに、あの批判の大きな競輪が残るということになります。その改革を何ら考えずして、これだけを通すというには、われわれどうも了解がでないわけなんです。従つて、同時に提案をせられまして総理府設置法の一部改正法ということによつて、われわれのこの法案に対する態度が変わってくる。もう一ぺんお答え願います。

○石井國務大臣 この九月から出発する問題としてこれを一年延期をお願いした。その間に片一方が通らなかつた。また同じじゃないか。もしこの公営競技調査会案が通らなければ、おっしゃる通りになるわけでありますが、これは与野党とかいうようなことななく、全議員の方々が何とかしてこの公営競技全体の問題をもつてつばな形においてやるか、あるいはやめるといふような問題になるのか、この問題も

あり、全体としての考え方もあつて自転車競技だけじゃなく、いろいろな問題をあわせて検討しようということ、これは皆さんの御熱意だと思つております。そうすると、そういうことが心持であれば必ず私はできるはずだと思ひます。総理府の方に關係がありまから、公営競技調査会の問題は必ずできると思ひます。できたら直ちに審議を始めるのでございますから、御心配いただくようなケースは起こつてこないで済むんじゃないか、こういうふうには私は信じておるわけであり

○田中(武)委員 御心配いただくようなケースが起こるとか起こらないとかいうことじゃないのですよ。結局公営競技調査会を置いて、一年の間に結論を出そう、そこで一年という期間が過ぎまつたわけですよ。従つて、とりあえずこちら一年延ばしておこう、こういうことなんです。ところがこちらの方がそのままになつて、とりあえず一年延ばそう、これが先に通つてしまふということなんです。従つて与野党とか野党とかいうことでないわけなんです。われわれとしても、その法案に対して、それを通さぬとも何とも言つてないわけなんです。要は、通産大臣よりかむしろ総務長官に求めてもらいたいと言つておるわけですが、この法案を今国会でどうするか、そういうことですよ。それが通らなければ、具体的に言へば、本案の期限は三十六年の九月三十日まで。ところが片方の公営競技調査会の方がこの国会を通らなければ次は秋にあるのかどうかわかりませんが、解散でもあれば通常国会、特別国会、こうなると思ひます。そうして

かりに三十六年の一月に通つてしまつたとしても、もう片方は三十六年の九月三十日に切れるわけですよ。片方はそれだけ遅れるわけですよ。その間の關係をどう考えておるのか、こういうことなんです。それなら今申し上げておきますが、これが一カ年で通つたが、ついに結論が出ない、そのときに、来年の九月三十日にどうせられま

○佐橋説明員 私どもは、総理府から出ます設置法の改正がなるべく早い機会に通ることを期待しておりますし、今、大臣から答弁せられましたように、一年というめどをつけておりますから、なるべく早い機会に、一年といわず短い期間に結論を出していただきたいと考えておりますが、ただいま田中先生の御質問のように、もしも今国会で設置法の改正が通らず、あるいはさらにあとの国会がおくれるということになりますれば、今申されましたように来年九月三十日までの延期でありますので、それまでどうしても結論が出ないということになりますれば、あるいは通常国会でさらにこの期限の延長をお願いするというような事態になるかもしれないと考えております。

○田中(武)委員 結局ここで通つても、今度の国会は特別国会という名前になるかもしれないが、それでもう一ぺん出しておかなければならぬということになるのですよ。だから結局公営競技調査会を設けるといふ総理府設置法の一部改正法は、この二法案と、もう一つの運輸委員会のモーターボートと一緒に提案になつたのでしよう。それが今度のこういう変則の国会の結果ばらばらになつてしまつた。だから

それをどうするかと言つておるわけですよ。もっと言ひますれば、われわれが競輪、小型自動車、モーターボート等の廃止法を用意しておることは御承知の通りなんです。われわれはいつても提出できるように用意しておるわけですよ。そうしてこれが出てくるから、この二法案が出たときにはこれを出して並行審議のつもりでおつた。ところがあつたという事になった結果われわれは出してはおりません。しかし一方あなた方政府側とすれば、これと同時に一方に総理府設置法の一部改正法を出してこられた。それはくつ

ついておるわけですよ。従つて、おそろく三十四国会で与党だけでやられたときにも、そういう意味もあつて両方とも継続審議にされたと思ひます。ならば、同時に審議終了にするか、同時に成立させるかということではなれば、私はつじつまが合わないと思ひます。競輪自体の本質の問題とかいろいろありますが、そういうことを除いて考え

てみましても、この総理府設置法の一部改正法をどう取り扱うか、これとの関連が出てくるわけなんです。だから、これは担当の総務長官の答弁を待たなければだめなと思ひます。それとも九月三十日までに臨時国会を開いて、総理府設置法の一部改正法を成立させるのですか。

○佐橋説明員 確かにこの法案につきましては、先生の御指摘のように、一体として出したものであります。また審議が継続になつておりまして、まだ総理府の方から、内閣委員会においてどう取り扱われるかについては、結論を得ておりませんけれども、私の方の提案しておりますこの法律案

三

と、それから運輸関係のモーターボート・レースにつきましては、何せこの九月三十日という期限がありまして、競技法自身は御承知のように恒久立法であります、この部分だけそのときに検討することになっておりまして、あとも十月一日以降におきましては、振興資金の關係が出せないという形になりますので、この期限のある分だけでも、ぜひ一つ御審議を願いたい、こういうふうな考えをたけてあります。

○田中(武)委員 九月三十日が期限だから、それが切れてしまおうと出せなくなる。従っていやがもうでも、好むと好まざるにかかわらず、この競技法の一部改正法と総理府設置法の一部改正法とその他の二法案は出てこなければいけない運命にあったわけですね。たまたま御承知のような世論の中にありますので、われわれとしては前から廃止を考えておる、だから出てくるのにきまつておるから、それと並行審議するために、われわれは廃止法を用意した。それがあつたやうな事態でわれわれは出さなかつた。しかしこの問題に關連をいたしまして、通産省はこの交付金のことだけを延ばして、それ自体のほんとうの基礎をなすところの競輪をほかかりして逃げようとするのじゃないか、こういうのが当時の世論だったわけですね。これはあなたも知っておられると思う。そうすると、それを逃げ道として政府が考えたのは、公營競技調査会を作つて、一年間の間にどうするかというところで結論を出す、その間ともかく一年間延ばすんだ、こうつじつまを合わせてみたわけですね。ところが、たまたまこういう變

則国会を経て切り離されてしまつて、一方がどうなるかわからないというときに、これだけを通してくれということは、なるほど九月三十日で交付金の期限が切れるから、これが通らなければ振興費が出せない、これはわかるのです。しかしそれならば、当時通産省に對して一般の世論が申しておつたやうに、ともかくそれだけを食い逃げして、世論の批判的になつておる競輪その他をそのままに温存する、そうではないといつたつてその通りになつたわけじゃないですか。そうではないですか。

○佐橋説明員 内閣の設置法の改正とこの法案が一体の点は先ほど説明した通りでありまして、政府としては公營競技全般について食い逃げをしようとかそういうつもりは毛頭ないものでありまして、設置法の一部改正もなるべく早い機会に御審議の上御決定を願いたいと考えておりますが、先ほど来説明しておりますやうに、何せこの法律の期限がありますために、より切実という先生にしろられるかもしれないが、片方の総理府の設置法も早い機会に御審議御決定をお願いしたい、こう考へておるのであります。

○田中(武)委員 なるべく早い機会にということばわかるのだけれども、通産省が重工業局の中に車両課を置いて競輪の施行を監督しておるということのつながりは、現在のところでは、機械工業と自動車工業に對する助成の交付金を出す、これだけのつながりですよ。それを除くと自治省の方が強くなつてしまふのです。それはおわかりでしょう。その通産省と競輪との間を結んでいるパイプはこれだけなんです

よ。だから競輪それ自体の本質をえぐることもなくして、この交付金だけを延ばして、こう考へるのであらうとわれわれは考へており、そのために今までも何回か当委員会でも質問を繰り返しておつたわけですね。ところが結果はかえつてそうならなつたわけですよ。早い機会にといつたつて、あなたは政府委員だから、九月三十日までにもう一べん国会を開くかどうかということの確約はできないでしよう。そうなら私の言つてゐるやうに、九月三十日まで臨時国会を開いて総理府設置法の一部改正法が通らなければ、周りが合わないやつてくるのですよ。そうするともう一べん次の通常国会に半年か一年か知らぬが出すという改正法を出してこなければならぬことになるでしよう。だからこれについてどうするかといふことを政府内部における意見を一つ一致させてもらわなくては困るのですよ、一方は総理府ですからね。だから、ここへ総務長官でも来ていただいで、石井通産大臣との間に話し合ひをして、こうしますということならわれわれは了承します。しかし今までの答弁では了承できません。

○中村委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○中村委員長 速記を始めて。
○石井國務大臣 この今出しております法案は来年の九月まででございます。その間に内閣に置こうといはしてあります。公營競技調査会というものをそれに合わせるやうに、それから延びないやうに前に結論を出し、またこれを上り台といはしてのわれわれの方の結論を出して、これを皆さん方に諮るといふやうなことに、必ずいたすという

ことをお約束いたしておきます。
○田中(武)委員 この法案によつて一カ年延ばす期間、すなわち三十六年九月三十日ということになります。それまでに総理府設置法の一部改正法を出して、公營競技調査会を作り、どうするかという結論を出す、そういうこととで周りを合わせ、こういうやうに理解していいわけですね。
○石井國務大臣 その通りです。
○田中(武)委員 それでは総理府設置法の一部改正法と本法案との關係につきましては、ただいまの大臣の御答弁を了承します。

いろいろと本法案につきましては、そのもとである競輪自体のあり方、あるいは現在の競輪の運営のあり方、あるいは競輪と暴力団の關係、あるいは競輪の關係等々については大きな疑惑を持つております。そういう点についても十分に本法案に關連をして私達だしたいと思つておりましたが、きょうはそういうことでやめます。しかし大臣も局長もかわられたときでありますから、やがて廃止されるべき運命をたどるであろうけれども、現に行なつて競輪の運営のあり方その他につきましての十分な監督をし、今までもありましたやうな變なうわさなり、變なことが起こらないやうにしてもらいたい、そのやうに考へております。

なお、この際一言加えておきますが、先ほど申しましたやうに、わが党といはしてはすでに廃止法を立案をし、提出ができるやうに用意いたしております。そういうやうな問題につきましてもまたの機会に十分競輪の本質についてやる機会を持つということにいたしまして、きょうはこの程度で

終わりたいと思ひます。
○中村委員長 他に御質疑がございせんか。他に御質疑がないやうでありますので、同案の質疑は終局したものと認むるに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認め、同案に對する質疑は終局いたしました。本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開會することとし、これにて散會いたします。
午後零時四分散會